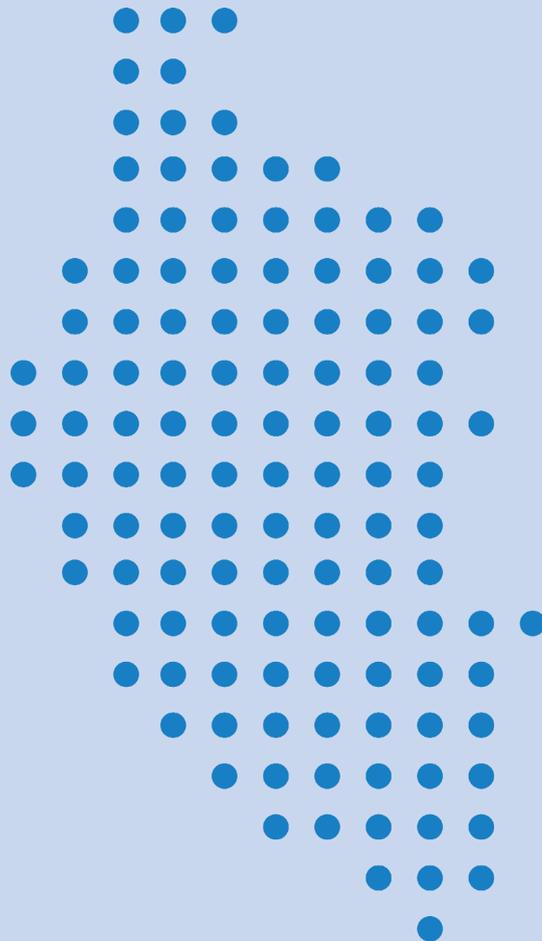




# 山縣市都市計画マスタープラン

## 全体構想編



# 全 体 構 想 編 目 次

第1章 都市づくりの理念と基本方針.....	1
1-1 都市づくりの理念と将来像.....	1
1-2 都市づくりの基本方針.....	2
第2章 将来都市構造.....	8
2-1 将来都市構造の基本方針.....	8
2-2 土地利用構想.....	11
2-3 都市軸構想.....	12
2-4 都市拠点構想.....	13
第3章 都市整備の方針.....	16
3-1 土地利用に関する方針.....	17
3-2 拠点に関する方針.....	25
3-3 道路・交通に関する方針.....	29
3-4 水と緑に関する方針.....	33
3-5 街並み・景観に関する方針.....	37
3-6 暮らしに関するその他方針.....	39

# 第1章 都市づくりの理念と基本方針

## 1-1 都市づくりの理念と将来像

都市づくりの理念は、本市が将来どのような都市を目指していくかを示す最も重要な部分となります。

そこで、本プランでは、第3次山県市総合計画との整合を図り、以下のように設定します。

この理念には、誰もが生涯を通じ、安心して夢や希望のある暮らしが送れるよう、生活環境や福祉の充実、文化の振興などに努め、どの世代においても住みよいまちの実現を目指して、調和のとれた総合的なまちの発展を目指す、という考え方が込められています。

### 山県市の都市づくりの理念

**豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり**

なお、上記の実現のためには、様々な分野の取組が必要となりますが、空間的なまちづくりにおいては、導入編 第5章で述べた主要課題に対する取組を進めることが重要です。

## 1-2 都市づくりの基本方針

総合計画の基本目標及び都市計画区域マスタープランの基本方針を踏まえつつ、都市づくりの理念を具体的かつわかりやすく施策に展開するため、下図のように、都市づくりの基本的な課題に対応した4つの基本方針を掲げます。

課題	基本方針
<p>(1) 都市構造に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な都市であるために適正な土地利用、拠点・軸の形成を図る必要があります。</li> </ul>	<p><b>基本方針1</b> <b>持続可能な都市としてのまちづくり</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>集約型都市構造としての都市機能の適正配置・強化（点）</li> <li>一体性を高める総合交通体系の整備（線）</li> <li>計画的・総合的な市街地整備（面）</li> </ol> <p>（※基本方針2・3との違いは、都市構造の視点による土地利用・道路交通体系についての内容であること）</p>
<p>(2) 住みよい生活環境の確保に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが快適で住みよい都市となるため、生活環境を整える必要があります。</li> <li>安心安全に生活や都市活動を営める都市となるため、自然環境や都市環境の保全や改善を図る必要があります。</li> </ul>	<p><b>基本方針2</b> <b>誰もが快適で住みよいまちづくり</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住みよい住環境を形成する基盤整備</li> <li>水と緑の豊かな自然の保全・再生</li> </ol> <p><b>基本方針3</b> <b>災害に強く安心・安全なまちづくり</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>防災拠点・避難所の整備</li> <li>土砂災害・水害への対策の推進</li> <li>建築物・インフラの耐震化・不燃化による安全な市街地の形成</li> <li>空き家対策の推進</li> </ol>
<p>(3) 都市の活力に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>にぎわいと活気のある都市となるため、地域の資源や住民の活力を活かした取組を行う必要があります。</li> </ul>	<p><b>基本方針4</b> <b>にぎわいと活気のあるまちづくり</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>活力と魅力のある産業環境の整備</li> <li>個性が輝く観光・交流環境の整備</li> <li>市民が参画し、協働するまちづくり</li> </ol>

## 《基本方針1》

### 持続可能な都市としてのまちづくり

<対応する SDGs>



山県市が持続可能な都市であるために適正な土地利用、拠点・軸の形成を図ります。

## 1. 集約型都市構造としての都市機能の適正配置・強化（点）

今後の更なる少子高齢化社会への対応や山県インターチェンジや山県バスターミナルを活用したまちづくりを行うため、行政、産業、文化、教育、福祉等の都市機能は、既存集積や今後の都市基盤整備の動向、各地域の役割分担等を総合的に勘案しながら、適切に集約、配置していきます。

## 2. 一体性を高める総合交通体系の整備（線）

生活や産業の利便性向上と、地域間の機能連携を進めるため、東海環状自動車道や国道 256 号等の広域幹線道路を活かすとともに、国県道等の都市及び市街地の骨格を成す道路の整備・維持保全を行い、市全体での循環性のある交通ネットワークを形成します。

また、高齢化の進展を考慮し、安全・快適な交通環境づくりと地域の重要な交通手段として、バス路線網の維持・充実を図ります。

## 3. 計画的・総合的な市街地整備（面）

地域の特徴を踏まえ、都市基盤上の問題・課題を有し、土地利用の整序が求められる箇所や、新たな都市機能の導入を進める箇所等では、居住環境の保全や産業活動の効率化を図る土地利用の適正化に努めます。

市南部に位置する市街地は、交通の利便性が高く、都市全体を対象とした公共施設や商業施設等が集積していることもあり、市の中心的な役割を果たしています。今後も、市民の暮らしや都市の発展を支える拠点としてふさわしい環境が維持・形成されるよう、先行的・計画的な都市基盤整備を進めるとともに、居住、商業、産業等の機能が共存できる、きめ細やかな土地利用の誘導を図ります。特に、山県インターチェンジ周辺では、有効な土地利用を進めるために、計画的な都市基盤整備の検討を行います。

なお、これらの際には、山県市らしさとの調和にも留意し、多くの人とその機能性の高さとともに、やすらぎや文化の豊かさを実感できる空間づくりに努めます。

《基本方針2》

**誰もが快適で住みよいまちづくり**

誰もが快適で住みよい都市となるため、生活環境を整えます。

<対応するSDGs>



1. 住みよい住環境を形成する基盤整備

子育てしやすく、様々な世代が日常の暮らしに便利さ・豊かさを感じることができるよう、地域間バランスや高齢化の進展等を考慮し、これまでに蓄積された都市施設を活用しながら、道路、公園、下水道、公共公益施設等の整備・充実に努めます。また、住宅や道路等の施設のバリアフリー化や、高齢者が利用しやすい身近な生活拠点づくり等、福祉の充実した生活環境の整備に努めます。

防犯に考慮した公共施設の整備、防犯カメラ、防犯灯や街路灯の設置などを進め、防犯性の高い環境づくりに努めます。

ごみ、し尿の処理施設等については、施設の適正な維持・管理とともに、周辺市町との連携のもと、需要に対応した機能の確保を図ります。

2. 水と緑の豊かな自然の保全・再生

豊かな自然は、本市の魅力の骨格であり、市民の生活や産業を支える重要な資源です。

このため、本プランの土地利用計画等に基づく整備以外の無秩序な開発を抑制し、また、開発を行う場合においても、多自然型工法の活用等により環境負荷の低減を図り、健全な姿で後世へと引き継いでいきます。

また、生活様式の変化等、様々な要因により失われ、あるいは問題を有している自然環境についても、市民との協働により再生に努め、自然との共存共栄を目指します。

市街地においては、暮らしに潤いを与える空間として、親水機能や緑地機能を付加していくことが望まれ身近な自然を積極的に取り込んだ憩いの場の確保、山並み・田園と調和した景観づくり等、質の高い居住環境づくりに努めます。

本市では山県市カーボン・マイナス・シティ宣言を令和4年（2022年）6月に表明し、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質マイナスにすることを目指しています。

## 《基本方針3》

<対応する SDGs>

### 災害に強く安心・安全なまちづくり



本市は、多くの集落が自然と近接し自然災害への懸念が持たれています。このため、誰もが安心して、安全に暮らせるよう、自然環境・景観の保全にも留意しながら、治水・治山・砂防事業や、災害に強い道路網の整備等を進めるほか、防災拠点・避難所の整備や、ハザードマップによる危険箇所の把握・周知や自主防災組織の活性化等、ソフト面を含めた総合的な防災対策を進めます。

#### 1. 防災拠点・避難所の整備

土砂災害・水害、地震（特に南海トラフ地震）等を想定した防災対策が必要であり、地域防災計画と整合を図りながら、地域内における避難所の整備・確保を行います。

#### 2. 土砂災害・水害への対策の推進

災害危険箇所での宅地化抑制を図るとともに、砂防・治山事業や、河川改修・排水路設置等の防災対策を進めます。

森林は、公益的機能の発揮とともに、人と自然の共生に向け、地域住民等と連携して保全・管理に努めます。

施設や構造物などのハード整備のみならず、ハザードマップ等による災害危険箇所の周知や、自主防災組織の活性化等、ソフト施策の充実を図ります。

#### 3. 建築物・インフラの耐震化・不燃化による安全な市街地の形成

都市防災の取組として、建築物・インフラの耐震化・不燃化を進め、安全な市街地の形成を図ります。また、救急・消防活動の円滑化のため、狭小路の改善や避難場所となるグラウンド等の確保に努めます。

#### 4. 空き家対策の推進

少子高齢化や人口流出により空き家の増加がすると、倒壊の危険や景観の悪化、防犯上の心配など、近隣住民に深刻な被害をもたらすことが懸念されます。空き家対策に係る計画に基づき適切に管理します。

《基本方針4》

にぎわいと活気のあるまちづくり

<対応する SDGs>



恵まれた地理的・自然的条件を活かしながら、市内外の多くの人々が魅力を感じる産業・交流の豊かな都市づくりを進めます。また、市民が連帯感と主体性を持ってまちづくりに取り組む協働の都市の実現を目指します。

1. 活力と魅力のある産業環境の整備

都市の発展には、活力づくりが必要であり、本市においては足腰の強い産業の実現が重要な課題です。

このため、旧来より本市の経済を支えてきた農林業やバルブ加工等の地場産業の振興とともに、産業構造の変化にも対応した柔軟な産業展開とそのための産業基盤の整備を進めます。

特に、本市は、岐阜市への近接性に加え、山県インターチェンジの整備により広域交通に優れた産業適地であり、その特性も十分に活かしながら、新規企業の誘致や、職住のバランスの取れた幅広い世代が魅力を感じる産業環境づくりに努めます。

また、農林業については、農林業生産機能の維持・向上を図るとともに、生産環境と調和した良好な集落居住環境づくりに努めます。

2. 個性が輝く観光・交流環境の整備

本格的な人口減少時代への突入が予想される中では、定住人口の増加のみによる都市の活性化は実現性に乏しいものといえ、交流人口を拡大することの重要性が増しています。

このため、都市近郊の利便性に加えて、手つかずの美しい大自然、深い歴史を物語る史跡・名勝等の恵まれた地域資源を積極的に活かし、連携させながら、観光・交流のための条件整備を進め、誰もが訪れたい都市の実現を目指します。

特に、景観を悪化し、混乱させている要素の整序を図るとともに、自然資源や歴史的資源の保全による美しくのどかな郷土景観の維持や、まちの顔としてアピールできるシンボリックな景観づくり、市全体の統一感のある景観づくり等、見られることを意識した取組を行い、集客・交流のまちづくり等に活かします。

### 3. 市民が参画し、協働するまちづくり

本プランを推進し、本市が目指す将来像を実現するためには、まちづくりに対する市民の理解と協力が必要不可欠です。

特に、地域や地区レベルのまちづくりにおいては、市民が主体となって取り組んでいくことが求められます。このため、市民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、地域が連帯感を持って自ら取り組んでいけるよう、コミュニティ活動の拠点づくりや、機運に応じた支援制度づくり等、参画・協働のための条件整備を進めます。

<参考：SDGs とは>

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



出典：外務省ホームページ、  
国際連合広報センターホームページ

## 第2章 将来都市構造

### 2-1 将来都市構造の基本方針

都市の構造は、面・線・点の3点により構成されます。

都市構造の現状及び構築の基本的な考え方を先に述べた上で、それぞれの整理を行います。

都市構造の構成

区分		対象	
土地利用 （面的基本構造）	都市型・自然型を基本とした分け	市街地居住ゾーン	市南部に位置する市街地
		田園居住ゾーン	市南部の平坦地や河川沿いに広がる田園地帯
		自然環境ゾーン	市の中央部から北部にかけて広がる森林
都市軸 （線的 basic 構造）	交通軸	高速交通軸 （県域を越える広域交通）	東海環状自動車道
		都市根幹交通軸 （県内地域の広域交通）	国道 256 号（南北） 主要地方道関本巣線（東西）
		都市内環状交通軸 （地域間軸）	各都市拠点を結ぶ環状の路線 国道 418 号 主要地方道岐阜美山線
		新市街地形成軸 （広域交通と市の中央を結ぶ軸）	国道 256 号バイパス
	環境軸	環境軸	主要河川（特に鳥羽川）
拠点 （点的 basic 構造）	都市拠点	やまがたシンボル拠点	高速交通軸、都市根幹交通軸、新市街地形成軸、鳥羽川等の軸が集中する地域
	交流拠点	もてなし交流拠点	天王通り商店街を含む市南部
		レクリエーション拠点	伊自良湖、みやまの森、グリーンプラザみやま等の自然活用型レクリエーション地 など
		複合交流拠点	四国山香りの森公園、大桑城跡、県立福祉施設が分布する大桑地区一帯
	生活拠点	文化創造・生活拠点	伊自良コミュニティセンターが位置する大門地区一帯
		ふるさと産業・生活拠点	富永・西武芸地区一帯
		山間多機能生活拠点	いわ桜コミュニティセンターが位置する谷合地区一帯

## (1) 都市構造の現状

本市は、比較的平坦で、田園や集落が広がる「さと（市中南部）」及び緑豊かな自然が広がる「やま（市北部）」で構成されています。

これらの中では、河川や道路が通っており、道路に関しては、国道 256 号や主要地方道岐阜美山線等の南北道路及び国道 418 号や主要地方道関本巣線等の東西道路が市の骨格を成しています。

生活の場に関してみると、幹線道路が交差する交通の要衝において、地域の中心的な集落が形成されています。特に、国道 256 号と主要地方道関本巣線が交差する市南部では、様々な都市機能が集積し、市街地が形成されています。

## (2) 都市構造構築の基本的な考え方

都市の現状や将来の発展方向、各地域の役割、拠点等を主要な軸で結ぶコンパクトプラスネットワークの考え等を勘案し、都市構造構築の基本的な考え方を以下の通りとします。

### 1) 「さと」と「やま」の共生・一体化

「さと」と「やま」の均衡ある発展を基本としながら、各々の特性に配慮したまちづくりを進めます。

「さと」では、自然との調和に留意しながら、生活の利便性を高めるものとし、「やま」では、次世代に継承すべき資源の宝庫として、環境保全のまちづくりに努めます。また、「さと」と「やま」、地域間の一体化を図る観点から、道路や河川等の軸を活用・整備し、機能的・景観的な結びつきの強化に努めます。

### 2) 交流の促進核と回遊軸の形成

観光・交流の活性化を図るため、「やま」「さと」それぞれの特性や地域資源を活かした交流拠点づくり及びネットワーク化を進めます。

ネットワークに関しては、山県インターチェンジや山県バスターミナルを基点とした道路網の構築を基本に、南北、東西及び環状の交通軸の強化を図ります。また、東海自然歩道や鳥羽川等の自然の軸についても積極的な活用に努めます。

### 3) 快適・利便な生活拠点づくり

市民の暮らしを支え、個性的な生活文化を継承していくため、各地域の中心的な集落の振興を図ります。

特に、市南部の市街地に関しては、地理的な優位性や、山県インターチェンジや山県バスターミナルの設置効果等を活かしながら、計画的・総合的な整備を図り、機能性・シンボル性の向上に努めます。

#### 4) 3地域の機能の連携・分担

総合力の高い都市を実現するため、上位計画での位置づけ等を考慮しながら、都市全体で都市機能の連携・分担を進めます。

高富地域では行政・産業・都市近郊居住・福祉・スポーツ・レクリエーション機能、伊自良地域では文化発信・自然活用型レクリエーション機能、美山地域では工業・自然活用型レクリエーション機能の役割を担うにふさわしいまちづくりを進めます。

## 2-2 土地利用構想

都市機能の強化や自然環境の保全のためには、土地利用計画を立案し、これに基づいて誘導することが必要です。

このため、都市の面的基本構造として「土地利用構想」を示します。ここでは、都市型・自然型を基本とした土地利用ゾーン毎の方向性を整理します。

### (1) 市街地居住ゾーン

「市南部に位置する市街地」は、将来の人口・産業の指標等に基づいて、適正な規模の確保に努めます。

市街地では、住宅地としての利用を主としながら、将来の道路体系の変化に対応した有効な土地利用を進めます。また、住宅、商業及び工業の各用途が調和した機能的で健全な市街地環境の維持・形成に努めます。

### (2) 田園居住ゾーン

「市南部の平坦地や河川沿いに広がる田園地帯」は、都市近郊農業地域としての役割を担っているため、優良農地の保全・確保に努めます。

また、市内に点在する「集落」に関しては、周辺の自然・景観との調和や、職住近接の形態等に配慮しながら、必要な居住環境整備等に努めます。

### (3) 自然環境ゾーン

「市の中央部から北部にかけて広がる森林」は、動植物の生息地であり、様々な公益的機能も担っています。

このため、自然との共存共栄を掲げる中で、当ゾーンでは、自然災害対策等の取組との調和に留意しながら、森林の保全を図ります。

一方で、自然とふれあい、学べる機能を確保するなど、交流人口の拡大に向けた積極的な活用にも努めます。

## 2-3 都市軸構想

都市の活力は、交流人口で補っていくことが重要であり、その媒体として、市内外・地域間を結ぶ軸を明確化しておくことが必要です。

このため、都市の線的な基本構造として、交通軸と環境軸による「都市軸構想」を示します。

### (1) 交通軸

拠点間の交流・連携の促進や生活利便性・快適性の向上に資するネットワークの構築を図ります。

#### 1) 高速交通軸

東海環状自動車道を高速交通軸として位置づけます。この軸は、県域を越えた広域交通を支える重要な路線であり、整備の促進を図ります。

#### 2) 都市根幹交通軸

国道 256 号（南北交通軸）及びこれと交差する主要地方道関本巣線（東西交通軸）を都市根幹交通軸として位置づけます。

これらは、高速交通軸と異なり、比較的近距离である県内各地域との広域交通を支えるものであり、岐阜市等との交流・連携を強化するためにも、整備を促進します。

#### 3) 都市内環状交通軸

都市根幹交通軸と一体となって、各都市拠点を結ぶ環状の路線を、都市内環状交通軸として位置づけます。

地域間の均衡ある発展を目指す上では、市内の道路網の充実が重要であるため、主要地方道岐阜美山線等の整備により、循環性の高い交通体系を構築します。

#### 4) 新市街地形成軸

山県インターチェンジに連絡する国道 256 号バイパスを新市街地形成軸と位置づけます。

この軸は、市街地内の渋滞緩和のみならず、機能性・シンボル性を備えた「新しい山県の顔」の実現に資する軸としての役割が期待されるため、高速交通軸と併せた整備を進めます。

### (2) 環境軸

鳥羽川、武儀川、伊自良川等の主要な河川は、各都市拠点を結び、潤いのある暮らしの実現に資する環境軸として位置づけます。

なお、鳥羽川に関しては、東海自然歩道とともに広域観光ネットワークを成すシンボリックな軸として位置づけ、美しく、安全・快適に歩ける空間づくりを進めます。

## 2-4 都市拠点構想

生活、産業等を支援する観点では、都市機能を適切に集約配置し、それらを中心に取り組むことが効率的・効果的と考えられます。

このため、都市の点的基本構造として、まちづくりの中核を明確化した「都市拠点構想」を示します。

### (1) 都市拠点（やまがたシンボル拠点）

山県インターチェンジに近接し、国道 256 号バイパス、主要地方道関本巣線、鳥羽川等の市を代表する軸が集中する地域を位置づけます。

当拠点では、まちの玄関口としての交通利便性、市役所等の公共施設の集積、河川への近接性等の恵まれた条件を活かしながら、憩い、交流、情報発信、居住等の様々な機能を備えた総合的な空間整備を進め、定住・交流を牽引する「新たな山県の顔」の実現を目指します。

### (2) 交流拠点

特色を生かし交流を生み出す拠点としての空間形成を図ります。

#### 1) もてなし交流拠点

旧来より市の商業の中心地としての役割を担ってきた天王通り商店街を含む市街地南部を位置づけます。

当拠点は、地域の日常的なニーズに対応し、また、市内の交流を促進する南の玄関口として、住宅・空き家等に対する整備・対策を進め、やまがたシンボル拠点とは異なる魅力を備えた空間づくりに努めます。

#### 2) 複合交流拠点

四国山香りの森公園、大桑城跡及び県立福祉施設が分布する大桑地区一帯を位置づけます。

当拠点は、東海自然歩道等による広域観光ネットワーク上の中核として、自然と歴史・文化が連携した観光・交流拠点の形成を図ります。また、このような良好な環境との関連づけがなされた広域的な福祉の拠点として振興を図ります。

#### 3) レクリエーション拠点

伊自良湖、みやまの森、グリーンプラザみやま等の自然活用型レクリエーション地を位置づけます。

これらは、本市の魅力である豊かな自然を PR し、また、その自然とのふれあいの中で、癒しを提供する役割を担うものであり、交通軸・環境軸によるネットワーク化を図りながら、広域的な利用を促します。

### (3) 生活拠点

各地域の特性と居住機能が集積・調和した拠点形成を図ります。

#### 1) 文化創造・生活拠点

伊自良コミュニティセンターが位置する大門地区一帯を位置づけます。

当拠点は、市西部の暮らしを支える中枢として、市街地の機能との連携のもと、生活利便性の向上に努めます。同時に、文化・芸術施設の集積を活かしたまちづくりを推進し、香り高い文化とふれあい、新文化を創造・発信する拠点としての振興に努めます。

#### 2) ふるさと産業・生活拠点

市の南部と北部をつなぐ要衝である 富永・西武芸地区一帯を位置づけます。当拠点では、国道256号と国道418号が交差する交通の要衝としての特性を活かし、バルブ加工等の産業機能と居住機能が集積・調和した生活拠点づくりに努めるほか、市内観光と連携した東の玄関口としての振興を図ります。

#### 3) 山間多機能生活拠点

いわ桜コミュニティセンターが位置する谷合地区一帯を位置づけます。

当拠点は、山間地の暮らしを支える中枢として、日常生活に必要な都市機能の維持・導入に努めます。

また、交通の要衝としての特性や豊かな自然を活かした産業機能、レクリエーション機能の配置を検討するなど、市全体の発展にも寄与するまちづくりに努めます。

将来都市構造図



凡例	
<b>■土地利用</b>	
	市街地居住ゾーン
	田園居住ゾーン
	自然環境ゾーン
<b>■都市軸</b>	
	交通軸
	環境軸
<b>■拠点</b>	
<b>都市拠点</b>	
	やまがたシンボル拠点
<b>交流拠点</b>	
	もてなし交流拠点
	レクリエーション拠点
	複合交流拠点
<b>生活拠点</b>	
	文化創造・生活拠点
	ふるさと産業・生活拠点
	山間多機能生活拠点



## 第3章 都市整備の方針

### 都市づくりの理念

豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり

### 都市づくりの基本方針

- 基本方針1 持続可能な都市としてのまちづくり
- 基本方針2 誰もが快適で住みよいまちづくり
- 基本方針3 災害に強く安心・安全なまちづくり
- 基本方針4 にぎわいと活気のあるまちづくり

### 都市構造構築の基本的な考え方

1. 「さと」と「やま」の共生・一体化
2. 交流の促進核と回遊軸の形成
3. 快適・利便な生活拠点づくり
4. 3地域の機能の連携・分担

### 都市整備の方針

#### 1. 土地利用に関する方針

地域特性や環境共生に配慮した秩序ある土地利用を進めます。

#### 2. 拠点に関する方針

計画的な基盤整備と規制・誘導により快適に暮らせ、来訪者を迎えるまちの顔づくりを進めます。

#### 3. 道路・交通に関する方針

山県インターチェンジ及び山県バスターミナルを基点とした移動の利便性と、人や環境への配慮が調和した交通システムを整備します。

#### 4. 水と緑に関する方針

重要な水・緑の資源を明確化し、官民一体となった環境にやさしいまちづくりを進めます。

#### 5. 街並み・景観に関する方針

美しくのどかな郷土景観の保全及びにぎわい・個性を高める新たな都市景観の創造を進めます。

#### 6. 暮らしに関するその他方針

社会の変化、市民のニーズ、山県市らしさを考慮した総合的・計画的な生活環境整備を進めます。

### 3-1 土地利用に関する方針

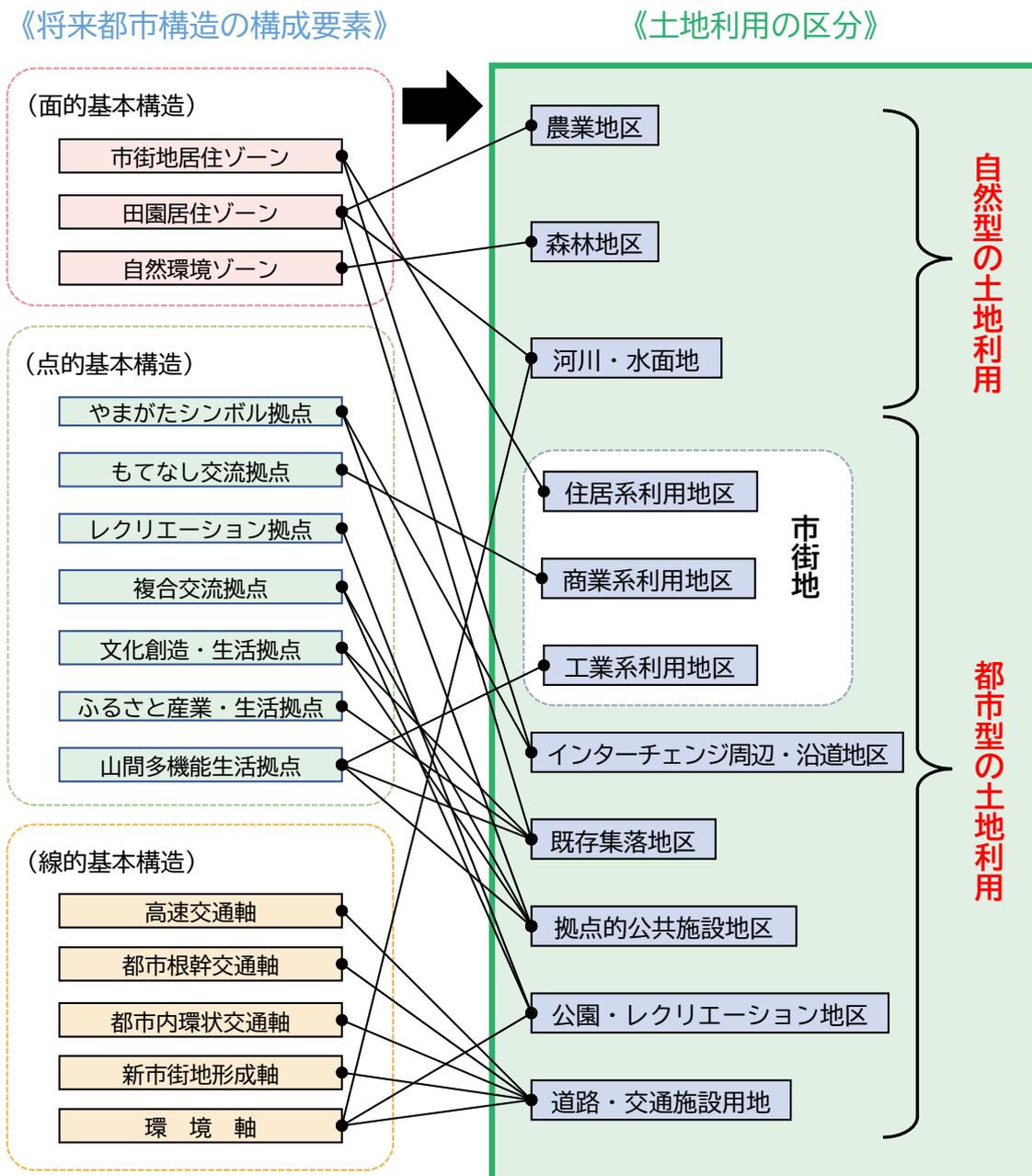
#### (1) 基本方針

地域特性や環境共生に配慮した秩序ある土地利用を進めます。

土地は、限られた資源であり、市民共通の生活基盤であるため、その利用にあたっては、地域それぞれの特性に配慮し、公共的な観点によりコントロールを行っていくことが必要です。

本市では、こうした考え方に沿った秩序ある土地利用を進めるため、「第2章 将来都市構造」の構成要素を基本に、以下のように市域を区分し、それぞれに応じた規制・誘導を図ります。

《将来都市構造の構成要素》と《土地利用の区分》の関係



## (2) 区分ごとの規制・誘導の方針

土地利用区分それぞれについて、配置 イメージと規制・誘導内容を整理します。

### 1) 都市型の土地利用

居住、商業、工業等の都市活動の場として土地利用を進めます。現在の土地の使われ方や将来の道路網等を考慮する中で、特に、秩序ある土地利用を進めるべき区域については、都市計画制度を活用したきめ細やかな規制・誘導に努めます。

#### ①市街地

「用途地域」に指定されている市南部を基本として、居住、商業、工業の用地や、これらの複合的な利用を図る区域を明確化します。

市街地では、大部分を住居系、幹線道路沿道では商業系、東部市境等では工業系の土地利用を図り、それぞれの調和にも留意していきます。

#### ≪住居系利用地区≫

現状において大部分が住宅地として利用され、今後も住宅地としての利用を図る区域及び住宅地として計画的に整備・開発する区域とし、誘導します。

- ・良好な市街地居住環境の形成を図るため、低・未利用地が多く残り、かつ道路率が10%未満であるなど、都市基盤の未熟な地区は、先行的・計画的な基盤整備
- ・特に既成低層住宅地については、背後の自然景観と調和し、ゆとりのある戸建主体の居住環境の保全
- ・住宅を中心としながら、店舗等のその他施設の立地もある程度許容
- ・低・未利用な土地が多く存在するため、用途混在による生活環境への影響等に配慮しながら、宅地化を促進し、利便性の高い居住環境の形成
- ・民間による開発行為に対しても、道路、公園、排水路等の都市基盤が適正に確保されるよう誘導
- ・都市基盤の整備・改善にあたっては、地域住民の合意形成のもとに、地区計画制度の活用を検討するほか、都市計画道路の整備を予定する地区において、土地区画整理事業等による一体的な整備を検討するなど、各種手法の活用

#### ≪商業系利用地区≫

現状において商業系の施設が面的あるいは路線的に集積し、今後もその機能を維持・向上していく区域を位置づけ、本市では、『商業地』と『沿道複合地』に区分して誘導を行います。

市南部における幹線道路の交差箇所一帯及び天王通り商店街一帯は、『商業地』として位置づけ、『商業地』以外の国道・主要地方道沿道については、『沿道複合地』として位置づけます。

○商業地(対象：市南部における幹線道路の交差箇所一帯)

- ・山県インターチェンジ周辺のまちづくり等との連携にも留意しつつ、市の商業の拠点として、商業施設の維持・集積誘導を図る

○商業地(対象：天王通り商店街一帯)

- ・住宅との共存に留意しながら、日常的なニーズに対応した商業空間としての機能の維持を図る

○沿道複合地(対象：『商業地』以外の国道・主要地方道沿道)

- ・車利用に対応した沿道型施設等の立地を誘導

《工業系利用地区》

工業団地として整備していく区域や、工業関連の施設立地を許容する区域を位置づけ、本市では、『工業地』と『住工共存地』に区分して誘導を行います。

市街地東部の岐阜市境一帯などを『工業地』として位置づけ、市街地南部の鳥羽川と新川に囲まれた区域は、『住工共存地』として位置づけます。

○工業地(対象：市街地東部の岐阜市境一帯など)

工業、物流関連の施設を中心に誘導する地区とします。

- ・周辺環境との調和に留意しつつ、市内に点在する家内工業や、山県インターチェンジ設置に伴う新たな工業、流通等の施設立地を誘導
- ・東海環状自動車道の整備に併せ、工業、流通等の施設立地を促進するため、アクセス道路等の産業基盤整備の検討
- ・工業施設の立地に際して、周辺環境に配慮するよう、事業者への指導

○住工共存地(対象：市街地南部の鳥羽川と新川に囲まれた区域)

住宅と工業施設の共存を図る地区とします。

- ・職住が近接した環境の維持を基本としつつ、工業の動向等を考慮する中で、住居系への転換を検討
- ・将来的にもその共存を基本としつつ、「工業地」の整備に併せた既存施設の移転・集約の可能性や、工業の動向等を考慮する中で、住居系市街地への転換を検討

## ②インターチェンジ周辺・沿道地区

交通の大動脈である国道 256 号や主要地方道関本巢線では、沿道利用が進みつつあり、市街地の北側周辺では、沿道後背部を含めて、特に宅地化が進んでいます。

無秩序な宅地化を抑制しながら、その交通利便性等を活かした土地利用を進める地区として、整備・誘導を行います。

- ・市街地の北側周辺は、利便性を有効に活用しながら、無秩序な宅地化の抑制
- ・山県インターチェンジ周辺部は、長期的な視野により、用途地域、特定用途制限地域等の指定を図りながら、計画的な土地利用の誘導
- ・山県インターチェンジ周辺部以外の幹線道路沿道についても、周辺の営農環境等に配慮した秩序ある土地利用

## ③既存集落地区

集落のうち、農地等に隣接した形態を有する地区を『既存集落地区』として位置付けます。

- ・営農環境等との調和に留意しながら居住環境の充実
- ・地理的・機能的な優位性を有し、地域の生活拠点として位置づけられるような箇所では、宅地化の制限・ルールの適用を検討しながら、計画的な土地利用

## ④拠点的公共施設地区

市全体あるいは地域における重要な行政サービス機能を担う区域を『拠点的公共施設地区』として位置付けます。

行政サービスや地域の交流の拠点として活用・整備を図る地区として、整備・誘導を行います。

- ・市役所や支所一帯、文化施設集積地、保健・福祉施設集積地等を位置づけ、交流の拠点としての活用にも留意しながら、各種機能の維持・強化

## ⑤公園・レクリエーション地区

市内の主要な公園や野外スポーツ・レクリエーションの場を『公園・レクリエーション地区』として位置付けます。

週末レクリエーションや市の個性の PR に資する土地利用を図る地区として、整備・誘導を行います。

- ・人々の健康づくりや交流を促進すると同時に、本市の個性を PR するため、豊かな自然環境を積極的に取り込んだ土地利用
- ・ゴルフ場に対しては、周辺の自然・生態系に充分配慮するよう、環境管理の指導

## ⑥道路・交通施設用地

国道、主要地方道等を『道路・交通施設用地』として位置付けます。

- ・都市活動の効率化や景観・生態系の保全に配慮した施設配置計画に基づいて、計画的に用地確保を図るとともに、その維持・管理

## 2) 自然型の土地利用

本市の土地利用の大部分を占める自然型の土地利用については、農振法、森林法等の各種法令による土地利用規制も考慮しながら、適正な保全・管理に努めます。

### ①農業地区

河川沿い等に広がっている水田、畑等の農用地は、『農業地区』として位置づけます。

農業生産の場、水害緩和要素、景観要素等として保全・管理を図る地区として、整備・誘導を行います。

- ・農業生産の場としての役割のみならず、水害緩和や景観要素等としての役割を考慮し、県が定める「農業振興地域整備基本方針」及び市が策定する「農業振興地域整備計画」等を踏まえながら、農用地の保全
- ・農振農用地区域内の土地や、土地改良事業等により整備された優良農地は、長期的な保全・管理
- ・地域の振興のために必要な整備・開発（『既存集落地区』に関連したまちづくり）については、関係機関や地域住民とともに検討・調整を行い、適正に推進

### ②森林地区

本市の土地利用の大部分を占める森林を『森林地区』として位置づけます。

民有林（木材生産林、環境保全林）と国有林のそれぞれの機能を発揮する地区として、森林整備を推進します。

- 民有林は、県が策定する「長良川地域森林計画」及び市が策定する「山縣市森林整備計画」に基づき、それぞれの目的に即した森林の整備を推進
  - ・木材生産に適した森林を「木材生産林」とし、木材生産のための森林整備を推進
  - ・保安林等公益的機能を重視した森林を「環境保全林」とし、それぞれの森林に期待される機能を発揮するための森林整備を推進
- 国有林は、国が策定する「長良川国有林の地域別の森林計画」に基づき、それぞれの森林が持つ機能を考慮し、森林整備を推進

### ③河川・水面地

主要な河川や湖沼を『河川・水面地』として位置付け、レクリエーション、水害緩和などに配慮した保全・整備を行います。

- ・ 周辺の農地や森林と一体となった良好な景観・生態系の保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用・整備
- ・ 烏羽川、伊自良川、武儀川の周辺部では、浸水想定区域や過去の浸水実績等を考慮し、危険箇所における開発の制限や、宅地化に際しての防災措置等の指導

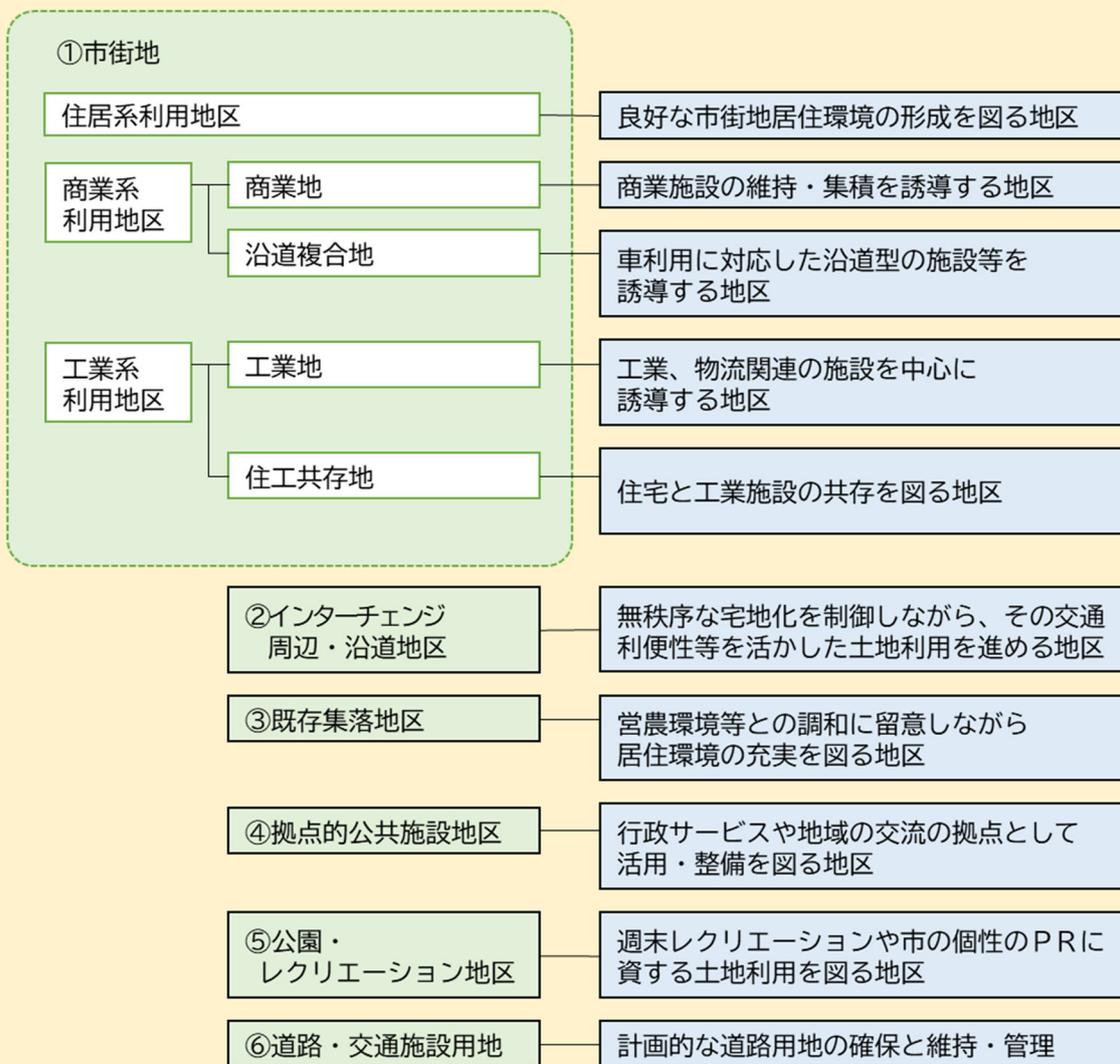
土地利用の方針のまとめ

《土地利用の区分》と《規制・誘導の方針》の関係

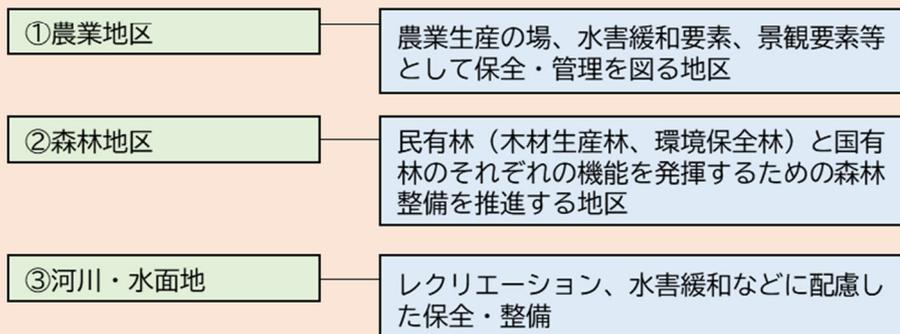
《土地利用の区分》

《規制・誘導の方針》

都市型の土地利用



自然型の土地利用



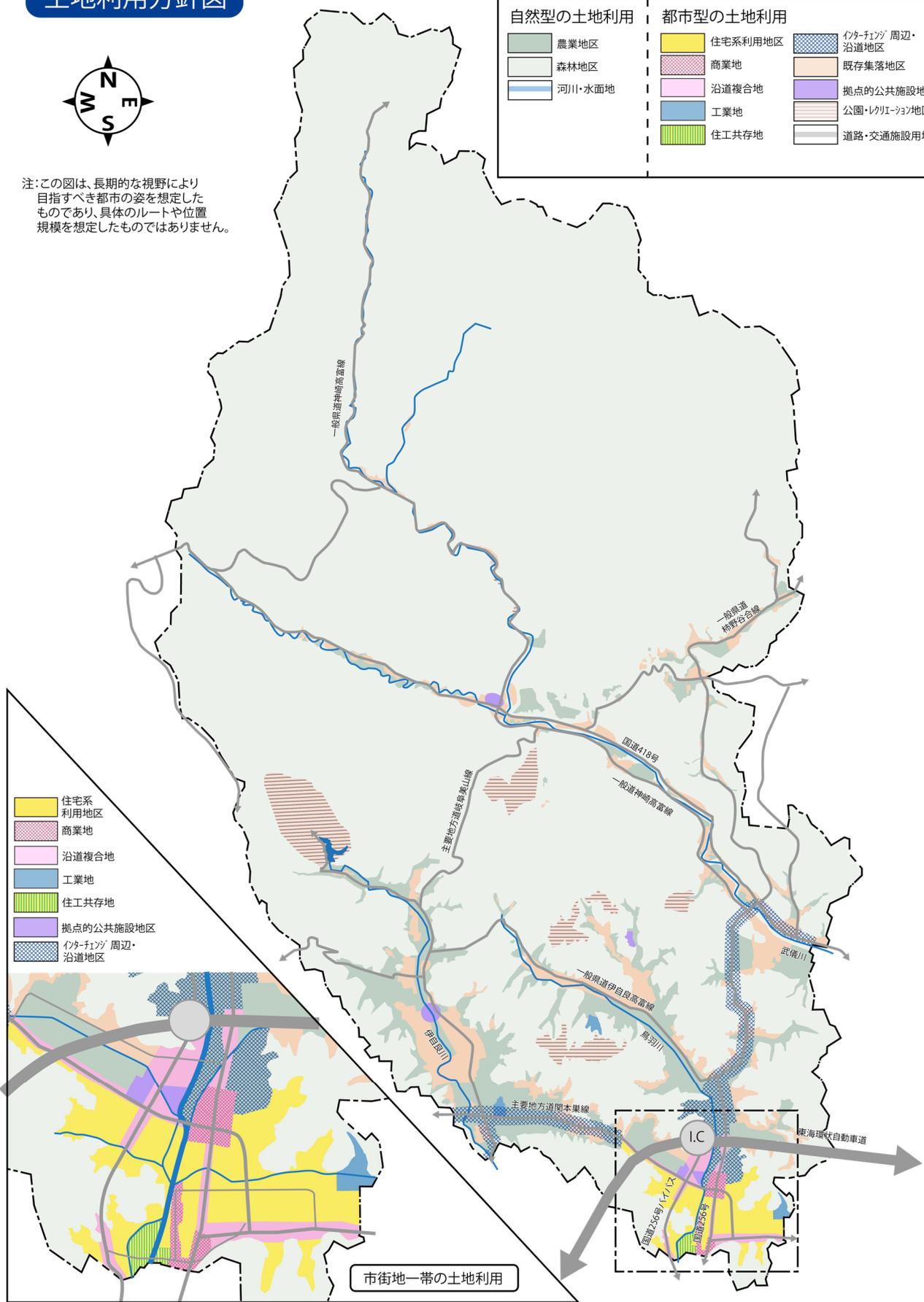
土地利用方針図



注:この図は、長期的な視野により  
目指すべき都市の姿を想定した  
ものであり、具体のルートや位置  
規模を想定したものではありません。

凡例

自然型の土地利用		都市型の土地利用	
農業地区	住宅系利用地区	インターチェンジ 周辺・沿道地区	既存集落地区
森林地区	商業地	拠点公共施設地区	公園・レクリエーション地区
河川・水面地	沿道複合地	工業地	道路・交通施設用地
	住工共存地		



市街地一帯の土地利用

## 3-2 拠点に関する方針

### (1) 基本方針

計画的な基盤整備と規制・誘導により快適に暮らせ、来訪者を迎えるまちの顔づくりを進めます。

住民の暮らしを支える機能の集積・環境整備や、住民が誇りに思い、来訪者を迎えるにふさわしい都市を実現する空間づくりなど、市内各所において拠点づくりを進めます。

市民の暮らしの場においては、住民の合意形成のもと、基盤整備及び規制・誘導の手法を適切に活用して、良好な居住環境の維持・形成に努めます。

### (2) 整備・誘導の方針

「第2章 将来都市構造」の都市拠点に加え、市民の暮らしを支える拠点的な地域・要素の方向性を整理します。

#### 1) 都市拠点の整備

##### ①やまがたシンボル拠点

山県インターチェンジに近接し、本市を代表する幹線道路や河川が集中する市南部を『やまがたシンボル拠点』として位置付け、「山県の顔」としての拠点形成を図ります。

- ・計画的な基盤整備及び広域商業、情報発信、憩い、居住等の複合的な機能の導入について、可能性検討
- ・特に宅地化が進むと予想される地域では、用途地域や特定用途制限地域の指定等により、秩序ある宅地化を誘導

#### 2) 交流拠点の整備

##### ①もてなし交流拠点

旧来より、市の商業の中心地としての役割を担ってきた天王通り商店街を含む市街地南部は、『もてなし交流拠点』として位置づけ、地域の日常的なニーズに対応し、市内の交流を促進する空間づくりを図ります。

- ・市の南の玄関口としてふさわしい情報発信の機能整備
- ・商店街・地域の創意を活かした取組を基本として、地区計画制度の活用等による歩行環境の改善や、にぎわい・ふれあいを演出する街並み・施設の整備等、買い手と売り手、子どもから高齢者まで誰もがふれあえるコミュニティ空間づくり
- ・災害に強い環境づくり

## ②複合交流拠点

四国山香りの森公園、大桑城跡及び県立福祉施設が分布する大桑地区一帯を『複合交流拠点』として位置づけ、自然と歴史・文化が連携した観光・交流拠点、広域的な福祉の拠点としての形成を図ります。

- ・大桑城跡が位置し、歴史的風土が強く残る大桑地区では、周辺の自然環境との一体的利用や、地域主体の活動の促進等を図りながら、歴史探訪・PRのまちづくり
- ・市内各所に位置する史跡・名勝は、その保護・保存と併せて、観光資源化

## ③レクリエーション拠点

レクリエーション拠点は、本市の魅力である豊かな自然をPRし、また、その自然とのふれあいの中で、癒しを提供する役割を担うものであり、交通軸・環境軸によるネットワーク化を図りながら、広域的な利用を促します。

### 《公園・緑地》

日常に密着した意向の場である公園・緑地を対象とします。

- ・市街地では、望ましい整備水準である一人あたり都市公園面積 5.0 m<sup>2</sup>を目処として、街区公園等の適正配置
- ・市街地外においても、地域間バランスや高齢者の利用等を考慮しながら公園、広場の整備・確保
- ・老朽化した遊具や設備等の更新及び健康遊具等の整備
- ・市民団体等と連携した公園の維持管理

### 《スポーツ・レクリエーション地》

- ・競技スポーツ、健康スポーツの参加を促進する様々な設備が整った運動施設の整備
- ・総合運動場や伊自良総合運動公園等の既存施設についても、一層の利用促進に向け、周辺環境やソフト面を含めて、充実に努める

### 《自然活用型のレクリエーション地》

伊自良湖、みやまの森、グリーンプラザみやま等の自然活用型のレクリエーション地を対象とします。

- ・豊かな自然を生かし、心身ともにリフレッシュできる山県市らしいレクリエーション拠点づくり
- ・伊自良湖等では、アクセス道路や駐車場等の附帯施設の充実とともに、地域主体の活動と併せて、体験、憩い、情報発信等の機能強化や、景観づくり
- ・市街地一帯で河川改修に併せた親水公園の整備を検討するなど、身近な自然を取り込んだレクリエーション環境の整備

### 3) 生活拠点の整備

各地域の特性と居住機能が集積・調和した拠点形成を図ります。

- ・公共サービス機能の維持・向上や、市内観光と連携した来訪者をもてなす機能の導入、定住促進住宅の確保等の検討とともに、計画的な宅地化誘導
- ・農山村の振興を牽引する地域の顔づくり
- ・宅地化誘導にあたっては、必要に応じて制限・ルールを適用

#### ①文化創造・生活拠点

伊自良コミュニティセンターが位置する大門地区一帯を『文化創造・生活拠点』として位置付けます。

- ・市西部の暮らしを支える中枢として、市街地の機能との連携のもと、生活利便性の向上に努める
- ・文化・芸術施設の集積を活かしたまちづくりを推進し、香り高い文化とふれあい、新文化を創造・発信する拠点としての振興
- ・公共サービス機能の維持・向上や、市内観光と連携した来訪者をもてなす機能の導入、定住促進住宅の確保等の検討とともに、計画的な宅地化誘導
- ・農山村の振興を牽引する地域の顔づくり宅地化誘導にあたっては、必要に応じて制限・ルールを適用
- ・開発余地（平坦地）が多く残され、かつ道路体系の変化等により、利便性の向上が見込まれる大門地区や富永・西武芸地区一帯では、地域住民の合意形成のもと、都市計画区域や準都市計画区域を含めた土地利用コントロール方策の導入を検討

#### ②ふるさと産業・生活拠点

市の南部と北部をつなぐ要衝である 富永・西武芸地区一帯を『ふるさと産業・生活拠点』として位置付けます。

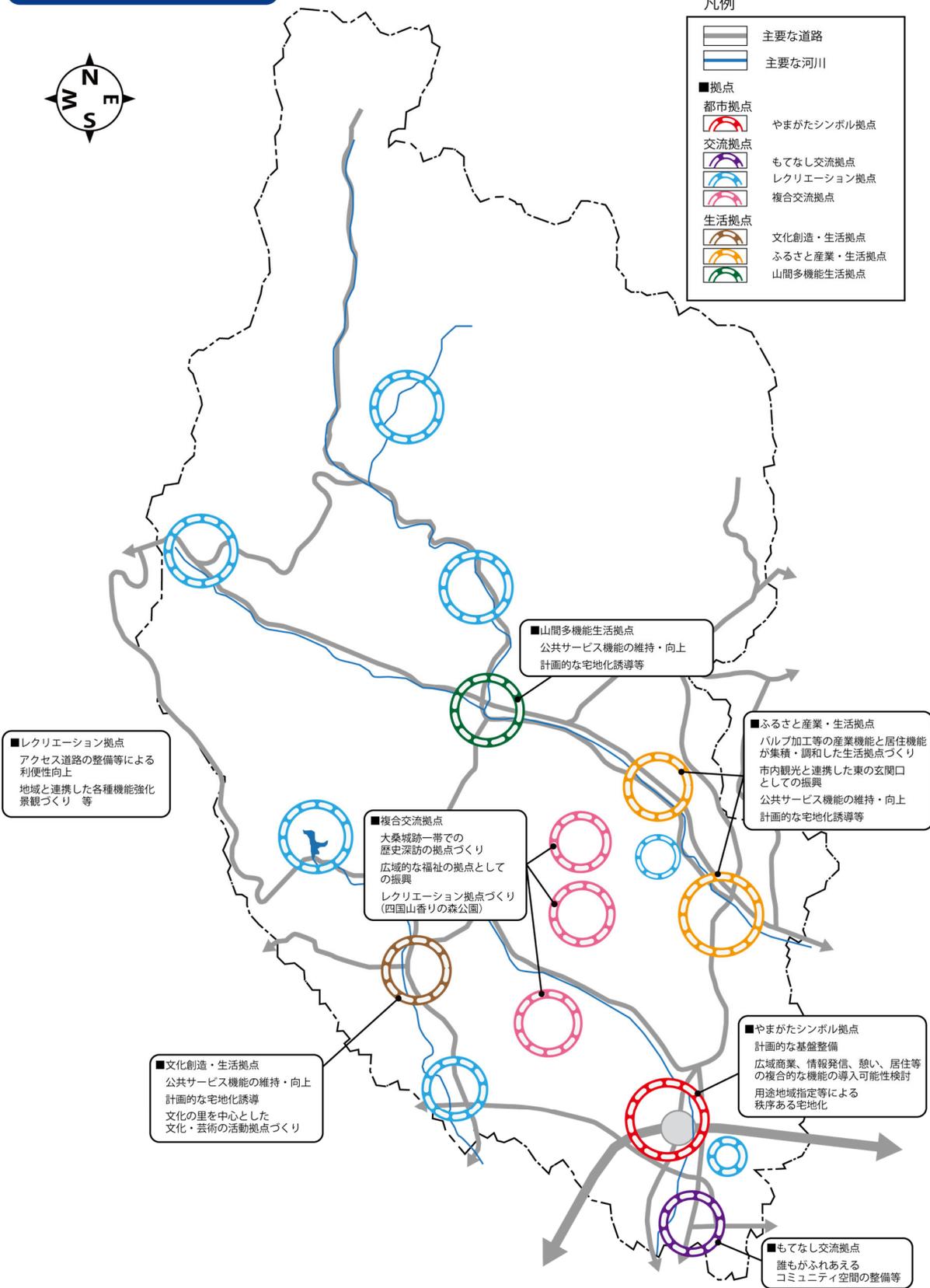
- ・国道 256 号と国道 418 号が交差する交通の要衝としての特性を活かし、バルブ加工等の産業機能と居住機能が集積・調和した生活拠点づくりに努める
- ・市内観光と連携した東の玄関口としての振興

#### ③山間多機能生活拠点

いわ桜コミュニティセンターが位置する谷合地区一帯を『山間多機能生活拠点』として位置付けます。

- ・山間地の暮らしを支える中枢として、日常生活に必要な都市機能の維持・導入
- ・交通の要衝としての特性や豊かな自然を活かした産業機能、レクリエーション機能の配置を検討するなど、市全体の発展にも寄与するまちづくり

拠点の主要な方針図



## 3-3 道路・交通に関する方針

### (1) 基本方針

山県インターチェンジ及び山県バスターミナルを基点とした移動の利便性と、人や環境への配慮が調和した交通システムを整備します。

山県インターチェンジ及び山県バスターミナルを基点とした交通体系の構築を基本として、南北・東西交通軸、環状交通軸等の都市及び市街地の骨格を成す幹線道路や生活道路の整備を進めます。

公共交通利用者の利便性向上に資する環境整備にも努めます。

道路・交通施設の整備にあたっては、地域の美しさや自然環境に配慮するほか、高齢者等が暮らしやすい都市づくりの一環として、安全・快適な移動の支援を優先的に考えていきます。

### (2) 整備・誘導の方針

「第2章 将来都市構造」における都市軸の考え方等を踏まえ、段階構成に基づく主要道路や、住民生活を支えるその他交通施設及び道路交通環境の整備の方向性を整理します。

#### 1) 交通軸の整備

道路の種別ごとの果たすべき役割に応じた整備を行います。

本市を取り巻く情勢等に応じ、都市計画道路の規模や必要性について適宜適切に見直しを行います。

##### ①高速交通軸（県域を越える広域交通）

東海環状自動車道を『高速交通軸』として位置づけ、拠点間の交流・連携の促進や生活利便性・快適性の向上に資するネットワークの構築を図ります。

- ・名古屋市を中心とした環状に分布する諸都市を結び、都市間の交流・連携を促進する路線として、東海環状自動車道西回り（令和6年（2024年））の活用
- ・当該路線の整備に伴う地域の分断に配慮し、側道の配置等、周辺環境整備
- ・整備・改良を促進

##### ②主要幹線道路の整備

主要幹線道路を以下の通り位置づけ、拠点間の交流・連携の促進や生活利便性・快適性の向上に資するネットワークの構築を図ります。

国道256号（南北）と主要地方道関本巣線（東西）及び都市計画道路和合松井戸尻線、都市計画道路本町森線、都市計画道路南八京線を『都市根幹交通軸（県内地域の広域交通）』として位置付けます。

各都市拠点を結ぶ環状の路線及び主要地方岐阜美山線及び国道 418 号等の未改良区間を『都市内環状交通軸（地域間軸）』として位置付けます。

国道 256 号バイパス（都市計画道路岐阜駅高富線）を『新市街地形成軸（広域交通と市の中央を結ぶ軸）』として位置付けます。

《都市根幹交通軸（県内地域の広域交通）》

- 国道 256 号（南北）と主要地方道関本巣線（東西）、都市計画道路和合松井戸尻線
  - ・拠点間の交流・連携の促進や生活利便性・快適性の向上に資するネットワークの構築
  - ・整備・改良を促進
- 都市計画道路本町森線
  - ・渋滞の緩和や、歩いて暮らせるまちづくりのため、整備を促進

《都市内環状交通軸（地域間軸）》

- ・各都市拠点を結び、市内の交通の循環性を確保するため、主要地方道岐阜美山線の早期開通及び国道 418 号等の未改良区間の整備を促進

《新市街地形成軸（広域交通と市の中央を結ぶ軸）》

- ・広域交通を受け持つため、自動車及び歩行者が安全・快適に利用できるよう、整備を促進

### ③幹線道路・生活道路の整備

主要幹線道路の機能を補完し、都市及び市街地の骨格を成す路線として、その他の都市計画道路を位置づけ、線形等の見直しを考慮に入れながら計画的な整備を進めます。

《一般県道や市道等》

- ・一般県道や市道等の整備・改良を計画的に推進

《山間地（林道）》

- ・地形的な制約を考慮し、代替性の確保された道路ネットワークの形成を目指すものとして、山のみち、森林基幹道等の整備を促進

《各地域の幹線道路へのアクセス道路や狭小な生活道路》

- ・道路整備の優先度を考慮するとともに、地域の協力を得ながら整備・改善

### ④歩行者専用道路の整備

環境軸として位置づけた主要河川の堤防等を活かし市民の健康な体づくりや地域の集客・交流に活用します。

- ・主要河川の堤防等を活かしたサイクリングロード・ウォーキングロードの整備を推進
- ・東海自然歩道による広域観光ネットワークとの連携や、都市拠点相互のネットワーク形成についても留意

## 2) その他の交通施設

### ①山県バスターミナル

- ・ 道路交通情報の提供に加え、地域の情報・文化を PR する場として活用
- ・ 都市間高速バスの運行

### ②駐車場・駐輪場

- ・ パーク&バスライド（山県バスターミナルやバス停周辺などの駐車場を活用し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図る）の普及を図る
- ・ 日常生活や観光等の利便性向上のため、都市拠点等での駐車場の充実や、利用者の多いバス路線停留所周辺での駐輪場確保を検討

## 3) 道路交通環境の整備

### ①道路全般

- ・ 道路整備の際には、歩行者、車椅子・自転車利用者等を優先した安全な道路環境づくり

### ②通学路や公共施設周辺の道路

- ・ 歩車分離や段差解消、誘導ブロックの適正配置、街路灯の充実等

### ③市街地内「あんしん・歩行エリア」、幹線道路

- ・ 歩行環境整備
- ・ ベンチ等の休憩施設や案内板を随所に設置するほか、地域住民との連携による緑化・修景を図るなど、快適な道路空間づくり

### ④都市軸として位置づけた路線

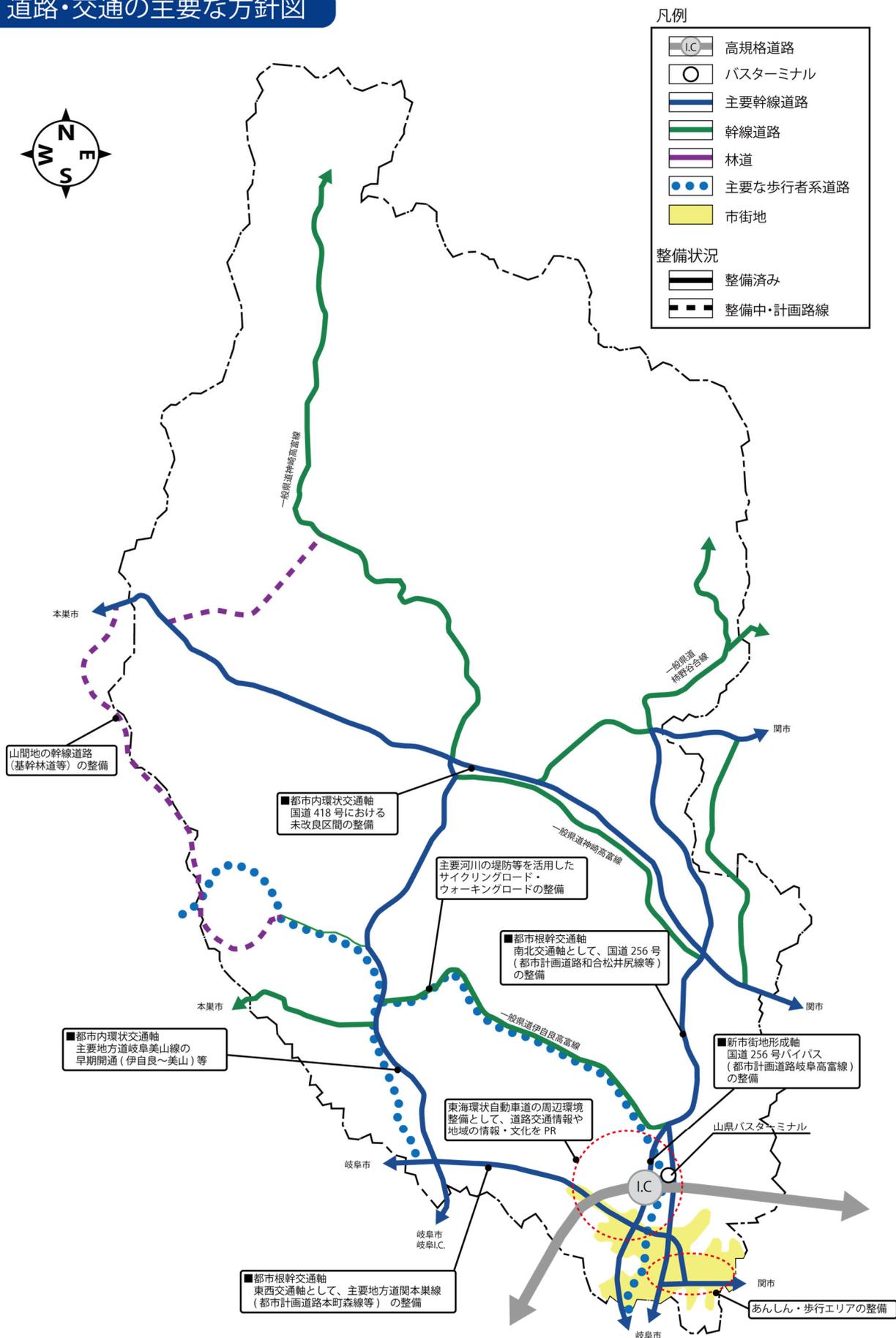
- ・ 山縣市らしさ、シンボル性を考慮した整備

## 4) 公共交通の充実

鉄道が無く、高齢化が著しく進行している本市では、バス路線の利便性を確保することが重要な課題といえます。

- ・ 民間事業者との連携のもと、市内循環や都市間交流等を考慮した利便性の高いバス運行体制の確立を目指す
- ・ 地域の参画・協力により、市民の生活交通の確保
- ・ バス車両は、計画的な更新とともに、誰もが利用しやすいバリアフリー等の整備

道路・交通の主要な方針図



## 3-4 水と緑に関する方針

### (1) 基本方針

重要な水・緑の資源を明確化し、官民一体となった環境にやさしいまちづくりを進めます。

市域の9割以上を占める自然環境は、継承すべき本市の魅力の骨格であり、暮らしや集客・交流の場も、自然環境との調和によって、より質の高いものとするのが可能と考えられます。

本市の自然環境がいつまでも美しく、市民や来訪者がその素晴らしさを実感できるよう、配慮すべき自然・生態系を明確化し、それに応じた保全方策を講じるとともに、人と自然がふれあえる多様な空間づくりを進めます。

大気汚染や地球温暖化等、近年の都市環境を取り巻く問題に対しては、住民・行政・企業が協力し、より良い環境を保全・創造する総合的な取組に努めます。

重要な水・緑の資源を明確化するとともに、官民一体となった保全・整備・活用の方向性を整理します。

### (2) 整備・誘導の方針

「第2章 将来都市構造」等に基づき、重要な水・緑の資源を明確化するとともに、官民一体となった保全・整備・活用の方向性を整理します。

#### 1) 環境軸の保全・活用

鳥羽川、伊自良川、武儀川等、本市を代表する自然環境と歴史性を有する主要河川は、『環境軸』として位置づけます。

- ・良好な自然・生態系を有し、本市を印象づける景観要素であることに配慮し、多自然型川づくり等により、保全・復元
- ・堤防や河川敷を活用し、周辺の暮らしや集客・交流の場とを結びつけながら、自然に親しみ、環境について学べる空間づくり

#### 2) 健全な森づくり

森林は、環境保全や生態系の維持等、様々な公益的機能を有しており、市域の約85%を占める森林の保全は、本市の自然環境保全の根幹を成すものです。

このため、森林が広く分布する日永岳、舟伏山等の山間地においては、健全な森づくりに努めます。

- ・保安林指定の拡大検討やグリーンボランティア（森林等で緑の保全・育成、緑に親しむ活動や、自然環境意識の啓発活動などを行うボランティア）の活用等を図り、森林の保全・整備
- ・生態系や景観の保全に留意しながら、登山や景勝地を散策するルート、眺望空間の確保を図るなど、観光資源としての活用

### 3) 市街地環状緑地の保全・活用

市街地、山県インターチェンジ周辺の森林等、無秩序な宅地化が進む可能性のある地域を『市街地環状緑地』として位置づけます。

《市街地》

- ・ 緑に覆われた美しい街並みを維持し、市民が身近なところで自然・四季にふれあえる場を創出する観点から、市街地近郊の農地や森林の保全・活用

《山県インターチェンジ周辺の森林等、無秩序な宅地化が進む可能性のある地域》

- ・ 風致地区等の指定を検討し、計画的な保全

### 4) その他の良好な自然環境の保全

《みやまの森や、武儀川、鳥羽川の上流、しびり川、出戸川、エゴ川等、本市を代表するホタル生息地》

- ・ 地域住民の取組と併せて、ホタルが生息しやすい環境づくり

《ギフチョウ、カタクリ、ササユリ、イワザクラ等の地域の希少な動植物生息地》

- ・ 保護区域の指定等を検討のもと、保護

### 5) 治水・砂防・治山事業の推進

多くの集落が山地・河川に近接する本市では、自然災害に対する安全性の確保が重要な課題といえます。

《治水》

- ・ 鳥羽川等の主要河川における河川改修や、内水対策としての雨水排水施設の整備を進め、水害の未然防止
- ・ 住民の理解を得るとともに、自然・生態系に充分配慮
- ・ 農地や森林の無秩序な開発の抑制
- ・ 必要な開発に対し、従前の保水・遊水機能の代替施策の指導

《砂防》

- ・ 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地）に対しては、砂防事業の促進等、ハード対策
- ・ 災害危険箇所を把握のもと、警戒避難体制の整備や危険箇所への住宅立地を抑制するなど、ソフト対策の充実

《治山》

- ・ 荒廃山地の復旧、土砂流出等による災害の防止と軽減を図るとともに、森林のもつ水源かん養機能を高めるため、治山施設の設置と保安林の整備を促進

### 6) 水・土壌環境の保全等による良好な都市環境の形成

《排水》

- ・ 生活排水や農業排水等の河川への流入を抑制し、良好な自然・生態系の保全を図るため、地域それぞれの特性を考慮しながら、計画的に排水処理施設整備

## ○市街地一帯

- ・公共下水道事業を推進し、供用区域の段階的な拡大

## ○市北部の山間地

- ・合併浄化槽による計画的な生活排水対策

## ○市西部

- ・適正な畜産糞尿処理や工場・事業所での排水対策の促進を図ることなどにより、水質・土壌汚染の抑制

## 《地球温暖化等の大気に関わる環境問題》

- ・「地球温暖化対策推進実行計画」等を踏まえ、パーク&バスライド（山県バスターミナルやバス停周辺などの駐車場を活用し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図る）環境の整備やバス利用の利便性向上等、車利用を軽減し、徒歩・自転車の利用により生活が可能な都市環境づくり

## 7) 環境保全意識の醸成

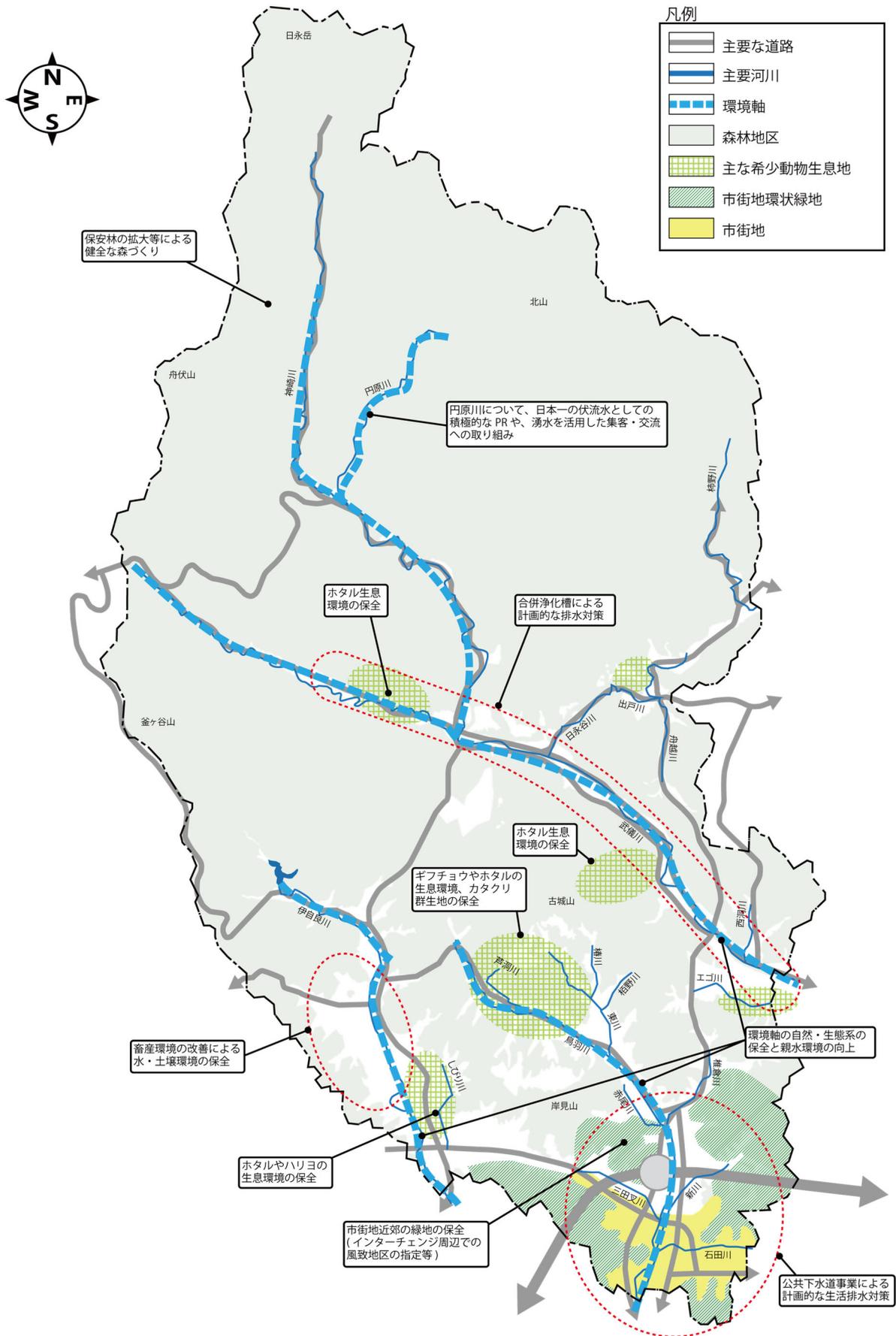
## 《ホタル・ハリヨ》

- ・ホタル・ハリヨの保護、学校教育、生涯学習活動等と連携して、環境保全に対する住民意識を一層高め、ごみの減量や分別、緑化活動等、市民による身近なところからの取組を促進
- ・ホタル・ハリヨの保護に関しては、住民の参加・協力によるホタル・ハリヨの生息・分布調査や観測イベント等の実施・拡大を図り、環境保全活動への波及

## 《その他》

- ・市民と事業者が連携を図り、自然にやさしく、快適な都市環境を構築するための総合的な取組指針として、「環境基本計画」にある、生物多様性・生態系保全への意識向上などの考え方を踏まえた「緑の基本計画」の策定を検討

水と緑の主要な方針図



## 3-5 街並み・景観に関する方針

### (1) 基本方針

美しくのどかな郷土景観の保全及びにぎわい・個性を高める新たな都市景観の創造を進めます。

都市の快適性や都市の魅力といった観点から、見える環境としての景観に対するニーズは一層高まっています。

市民が誇りに思い、来訪者が山縣市をイメージできるような街並み・景観づくりを基本として、自然が織りなす美しくのどかな郷土景観の保全を図るほか、これらとの調和にも留意しながら、にぎわい・個性を高める新たな都市景観の創造に努めます。

これらの際には、景観法の活用を検討するとともに、街並み・景観づくりに対する市民参加を促進し、官民一体となった効果的な取組に努めます。

取組の骨格として、景観の核・軸の形成や、個別景観資源の整備等の方向性を整理します。

### (2) 整備・誘導の方針

取組の骨格として、景観の核・軸の形成や、個別景観資源の整備等の方向性を整理します。

#### 1) 個性的な拠点・玄関づくり

玄関口の景観は、初めて訪れる人の第一印象に影響を与える重要な要素と考えられます。

≪玄関口（山県インターチェンジ周辺や主要な幹線道路の市境付近）≫

- ・来訪者を迎える玄関口にふさわしい景観づくりとして、市内観光と連携したわかりやすい案内板の設置等、修景整備

≪商店街等のもてなしの場≫

- ・楽しく、歩きたくなる街並みを創造するため、特徴的なファニチャー類の設置や、建築物のデザインコントロール、植栽等、空間の連続性・個性に配慮した整備
- ・地域住民とともに検討

#### 2) 個性的な景観軸づくり

##### ①水と緑が一体となった自然景観軸

≪本市を代表する郷土景観（市南部の平坦地で見られる、河川、河川沿いに広がる農地及びそれらの背後に連なる山々などで構成される景観）≫

- ・農地や森林の適正な保全・管理、花・木の植栽、建築物の形態や立地のコントロール等を図り、良好な景観の保全・育成

≪山間地≫

- ・武儀川等を軸とした、手つかずの自然が豊富な景勝地の保全

## ②統一感とにぎわいのある沿道景観軸

《主要な幹線道路》

- ・歩道の整備等と併せて街路樹の設置を図り、良好な沿道景観の形成
- ・屋外広告物の設置に対する指導強化や電線地中化等、美観を損なう要素の除去

《国道 256 号バイパス》

- ・市街地のシンボルとなるような景観軸として、にぎわいや個性を演出する景観づくり

## ③個々の景観資源のグレードアップ

《地区のランドマークや視認される度合いの高い施設》

- ・景観の質の向上を誘導
- ・東海環状自動車道の高架橋や官公庁施設などの大規模な建築物は、周辺との調和と多くの市民に共感されるような、落ち着いた風格のある景観づくり

## 3) 地域特性に応じた街並み・景観づくり

《市民の暮らしの場》

- ・周辺の自然景観となじむよう、また、神社や旧家等の古くからの地域の素材・様式との調和にも留意しながら、住み心地の良い景観の形成

《一体的開発を行う地区等》

- ・地域住民の合意形成のもと、地区計画制度や緑地協定等の活用を図り、計画的な景観整備を誘導

《工業地》

- ・工場の敷地外周での緑化を促進するなど、周辺環境との調和に留意した景観形成を誘導

## 4) 住民参加による街並み・景観づくり

- ・質の高い街並み・景観を形成する
- ・行政のみならず、市民や事業者等、誰もが楽しくまちを彩り、参加できるシステムを確立
- ・岐阜県による「花の都ぎふ運動」等との連携のもと、街並み・景観づくりに対する市民の意識高揚を図る
- ・地域住民が主体となった取組を促進・支援
- ・街並み・景観づくりの推進にあたっては、地域住民の意向を考慮した街並み保全条例や地区計画制度の活用を検討
- ・アダプトプログラムの適用を図るなど、住民と行政の役割分担に留意

## 3-6 暮らしに関するその他方針

### (1) 基本方針

社会の変化、市民のニーズ、山県市らしさを考慮した総合的・計画的な生活環境整備を進めます。

少子・高齢化の進行、環境保全や東海・東南海地震等の対策への機運の高まり、生活様式の多様化等、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、本市では、市の実状・特性を充分考慮しながら、総合的・計画的な生活環境整備を進め、多くの人が山県市に住んでみたい、住み続けたいと思えるような暮らしの実現を目指します。

防災、福祉、保健、教育等、市民の暮らしを支える様々な要素に関する空間的なまちづくりの考え方を整理します。施設の整備・維持管理に関しては公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき計画的に進めます。

### (2) 整備・誘導の方針

防災、福祉、保健、教育等、市民の暮らしを支える様々な要素に関する空間的なまちづくりの考え方を整理します。施設の整備・維持管理に関しては公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき計画的に進めます。

#### 1) 災害に強いまちづくり

##### ①災害に強い都市基盤の整備

建物密度の高い地域を中心として、災害に強い都市基盤の整備を図ります。

- ・防災空間としてのオープンスペースの確保や、避難路・避難場所としての道路、グラウンド等の充実
- ・消防・防災の拠点となる施設・ハリポートの整備、山間地での代替性のある道路網の構築、水道・ガス施設等のライフラインの耐震化促進等、災害に強い都市基盤の整備を総合的に進める

##### ②建築物の防災対策

《一般の建築物》

- ・建替えと併せた耐震性・耐火性の向上や、倒壊時に道路等への被害を及ぼす影響のあるブロック塀等の除去を促進するなど、地震に対する防災性の向上
- ・水害に対する地域の安全性を高めるため、開発にあたっての雨水調整機能の確保について、適切な指導

《公共の建築物（市役所・支所や学校等の災害時の拠点となる施設）》

- ・安全点検の実施や施設補強、防災資機材の充実等

### ③防災体制の強化

- ・洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等により、災害の危険箇所及び危険回避の方法等の情報を積極的に住民に提供
- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民の防災意識の高揚を図り、地域毎の防災会議や危険箇所の点検等、自主防災組織の活動の活性化を促進

## 2) 人にやさしい福祉のまちづくり

《県立福祉施設が立地する大桑地区》

- ・地域福祉事業の総合的推進を図るため、広域的な福祉機能の充実について、検討

《公共施設や公園をはじめ、多くの人が利用する施設の整備》

- ・「岐阜県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、ユニバーサルデザインの導入

《一般の住宅》

- ・高齢者等の生活に配慮し、バリアフリー住宅の建築・建替えを促進

## 3) 山県市らしい宅地・住環境の整備

《住宅・宅地》

- ・住宅・宅地の整備の際には、福祉施策等との連携はもちろん、本市の気候風土を踏まえ、地域の森林資源を活用した住宅や、クライנגルテン（農園）を備えた住宅等、山県市らしさの表現に努める

《市営住宅》

- ・維持管理（耐用年数越えの住宅の除却推進、多様なニーズに対応する民間連携施策の検討）

《その他》

- ・民間を活用した情報通信基盤の整備

## 4) 環境衛生対策

《ごみの適正処理や環境負荷の軽減》

- ・市民や事業者の協力によるごみの減量・分別化を進めるとともに、ごみ処理及びリサイクルの施設として、山県市クリーンセンターの整備

《生活排水》

- ・市役所周辺で下水処理場（浄化センター）の整備を図り、公共下水道事業による計画的な処理を推進

- ・集合処理区域外においても、市民の水質保全意識の高揚を図り、浄化槽の設置を促進

《その他》

- ・広域的な連携を図りながら、岐北斎苑や岐北衛生施設利用組合の効率的な管理・運営

## 5) その他公共公益施設の整備

その他の公共公益施設については、以下の取組を行います。

- ・使用の継続を予定する公共施設については、計画的な改修等に努め、その他施設については、有効活用等を検討
- ・地域住民の意向を考慮し、地区公民館のコミュニティセンター化など、地域のコミュニティ育成に向けた有効かつ効率的な活用を検討

## 6) 空き家対策の推進

空き家に関しては、以下の取組により対策を講じます。

- ・市民全体への啓発活動
- ・空き家バンクへの登録促進
- ・空き家の適切管理を所有者等へ促進
- ・危険な空き家について除却の促進